#### 別紙1 (所得向上推進事業に係る運用)

#### 第1 事業の内容

実施要領第3の1の(1)に掲げる所得向上推進事業に関する事業(以下「本事業」という。)による交付金の交付対象事業は、所得向上計画の策定及び所得向上計画の策定に係る別表に掲げる取組とし、これらの実務等において外部人材を活用できるものとする。

#### 第2 事業実施主体

本事業の実施主体は、都道府県又は市町村とする。

#### 第3 実施要件

本事業は、実施要綱第3の3の(2)に規定する所得向上計画の区域(以下「計画区域」という。)を対象に実施するものとし、計画区域内の受益者数が農業者2者以上であることとする。

なお、別表に掲げる取組のうち、所得向上モデル地域の創出を実施するに当たっては、 高収益作物の生産や高付加価値化・販売力強化に取り組むことを要件とし、第4の所得 向上モデル地域計画書を作成することとする。

#### 第4 所得向上モデル地域計画書

所得向上モデル地域を創出しようとする者は、次に掲げる事項を定めた所得向上モデル地域計画書(別記様式第1号)を地区ごとに作成するものとする。

- 1 事業実施主体
- 2 事業計画(取組の内容)
- 3 目標
- 4 経費の内訳

#### 第5 実施状況の報告

1 事業実施主体は、事業完了後、別記様式第1号により本事業の実施状況を速やかに 取りまとめ、別記様式第2号により事業実施主体が都道府県であるときは7月末まで に地方農政局長等(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総 合事務局長。以下同じ。)に、事業実施主体が市町村であるときは6月末までに都道 府県知事に提出するものとする。

なお、事業実施主体は市町村であり、かつ採択申請書、所得向上計画、本体事業及 び関連事業の実施に必要な計画を地方農政局長等に提出したときは、7月末までに地 方農政局長等に提出するものとする。

2 都道府県知事は、1により提出を受けた報告書に確認し、取りまとめて9月末までに地方農政局長等に提出するものとする。

## 第6 助成

国は、予算の範囲内において、1地区当たり500万円以内を実施要綱第2に定める計画主体に助成するものとする。

なお、助成対象となる経費は下表のとおりとする。

	区 分	経費
1	人件費	臨時に雇用される事務補助員等の人件費
		(人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要す
		る人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日
		付け22経第960号大臣官房経理課長通知)」により行うこ
		と。)
2	報償費	謝金
3	旅費	普通旅費及び特別旅費(委員等旅費、研修旅費及び日額
	≠ m #	旅費)
4	需用費	消耗品費、車輌燃料費、印刷製本費等(会議費は助成の
5	役務費	対象外) 通信運搬費、手数料、筆耕・翻訳費、広告料等
6	在	理信連版質、子数科、事構・翻訳質、広音科等 測量及びコンサルタント等の委託料等
7	使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損
'	区川州及0 負旧州	大物、貝名水川 ロ
8	備品購入費	- '
		価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省
		令第15号) 別表等による耐用年数(以下単に「耐用年数」
		という。)が3年以下のものに限る。)
9	報酬	委員手当、技術員手当(給料、職員手当等(退職手当を
		除く。))
10	共済費等	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料等
11	補償費	借地料等
12	資材等購入費	施策の実施に必要な資材購入費、調査試験用資材費等(耐
	LUL I N CT JOI	用年数が3年以下のものに限る。)
13	機械賃料	作業機械、機材等賃料経費等
14	研修手当	実践研修に要する経費の手当

また、所得向上モデル地域の創出を実施する場合は、下表の経費も助成対象とする。

15 土地基盤 ・機械・施設	工事費	所得向上モデル地域の創出に必要な工事費
等整備費	測量設計費	工事に必要な調査、測量、試験及び設計に要する経費

	機械器具費	所得向上モデル地域の創出に必要な機械器具の購入 費、運送及び据付に要する経費
	工事雑費	工事に必要であり、上記のいずれの科目にも属さない 経費

## 第7 その他

- 1 本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ることなどにより、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。
- 2 市町村が事業実施主体である場合には、都道府県知事は、市町村に対し、本事業の 適正かつ円滑な推進のために必要な情報交換、連携・調整及び技術的な助言・指導等 を行うものとする。
- 3 本事業の実施に当たっては、事業実施主体は、可能な限り事業費単価の低減に努めるとともに、契約の手続等の公正性及び透明性を図るものとする。

# 別表

取組		取組の具体的な内容	補助率
計画策定に係る調査・調整		<ul><li>・所得向上計画の策定及び支援に係る調査・ 調整等</li></ul>	定額助成
施設等整備計画の策定		・整備事業に係る実施計画の策定及び実施計画の策定に必要となる調査、測量、設計等	
マーケティング調査		・農産物の需給動向や消費者ニーズの把握等	
農産物の販売戦略の策定		<ul><li>販売先に係る調査、販売方法等に関する検 討等</li></ul>	
所得向上 モデル地域 の生産 の創出		・マーケットインの手法を活用した新規作物 の試験栽培等、高収益作物の生産により所 得向上を目指す取組	
	高付加価値 化・販売力 強化		

## (別記様式第1号)

# 中山間地域所得向上支援事業(所得向上推進事業)

所得向上モデル地域計画書(所得向上モデル地域実施状況報告書)

## 1. 事業実施主体

地区名	計画主体	指定地域
関係都道府		

2. 事業計画	」(取組の内容)
---------	----------

取組内容
------

# 3. 目標(成果)

目標	
(成果)	

## 4. 経費の内訳

取組内容に要する経費

単位:千円

取組内容	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	備考
	1=2+3+4	2	3	4	
計画					
(実績)					

注:実施要綱第4の2の(1)に基づき、所得向上計画に添付して提出する。

 番
 号

 年
 月

 日

都道府県知事

[地方農政局長] ※ 殿

北海道にあっては農林水産省農村振興局長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

○○市町村長\* 印 [○○都道府県知事]

中山間地域所得向上支援事業(所得向上推進事業) 所得向上モデル地域実施状況報告書(○○地区)

このことについて、中山間地域所得向上支援対策実施要領(平成 28 年 10 月 11 日付け 28 生産第 1140 号・28 農振第 1337 号農林水産省生産局長及び農村振興局長通知)別紙 1 の第 5 に基づき、実施状況報告書を提出します。

注1: [ ] 内は都道府県知事から地方農政局長等へ報告する場合。

注2:※は市町村長から地方農政局長等へ報告する場合。